

2020年3月17日

朝日生命保険相互会社

民法の一部を改正する法律の施行にともなう普通保険約款の改定

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行にともない、2020年4月から、普通保険約款を下記のとおり改定いたします。なお、改定前のご契約には影響がございません。

記

被保険者の年齢に誤りがあり、年齢の範囲外となる場合のご契約の取扱いを、「無効」から「取消」に改めます。

改正後	改正前
<p>【契約年齢の誤りの処理】</p> <p>被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約成立日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、<u>会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。</u>その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。</p>	<p>【契約年齢の誤りの処理】</p> <p>被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約成立日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、<u>すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。</u>その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。</p>

以上